

入札説明書

令和8年8月31日千葉市公告第683号により公告した家屋評価システム賃貸借契約（長期継続契約）の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

（1）件名

家屋評価システム賃貸借契約（長期継続契約）

（2）物品概要

仕様書のとおり

（3）賃貸借期間

令和8年12月1日から令和13年11月30日まで

（4）履行場所

千葉市財政局税務部課税管理課 外

2 入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

（1）令和8・9年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められて（以下「入札参加資格の認定」という。）いる者であること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

（3）令和3年度から令和7年度までに、本件と同種・同規模の履行実績を2件以上有し、かつ、本件を確実に履行することができること。

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

（1）提出期間 公告の日から令和8年9月8日（火）まで

(2) 提出場所 千葉市財政局税務部課税管理課（千葉市役所高層棟6階）

(3) 提出方法 持参又は郵送

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までとすること。

郵送による場合は、封筒に「入札参加資格確認申請書等在中」と朱書きして、後記10の契約事務担当課宛に、令和8年9月7日（月）午後4時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(4) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 誓約書

ウ 履行実績調書

※契約書の写し、業務完了報告書の写し等、履行した実績の内容を確認できる書類を添付すること。

エ 仕様確認書

(5) 確認通知 令和8年9月14日（月）までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 入札に関する質問の受付

(1) 入札説明書等の内容に関する質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

ア 提出期間 公告の日から令和8年9月8日（火）午後4時30分まで

イ 提出方法 電子メール

ウ 提出先 千葉市財政局税務部課税管理課 (kazeikanri.FIT@city.chiba.lg.jp)

エ 質問の様式 所定の様式を用いること。

(2) 回答は、令和8年9月11日（金）までに電子メールにて行う。

5 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日 時 令和8年9月18日（金） 午前10時00分

場 所 千葉市役所6階 M601会議室

入札参加資格確認結果通知書を必ず持参すること。

(2) 入札方法

入札者は、原則として前記（1）の入札・開札の日時及び場所に出席して、所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

ただし郵便による入札の場合は、二重封筒（内封筒及び外封筒）に入れた入札書を、後記10の契約事務担当課宛に令和8年9月17日（木）午後4時00分書留郵便にて必着とする。外封筒の表には朱書きで「入札書在中」と記載すること。

(3) 入札書に記載する金額

ア 入札金額は、本件に係る一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。そのため入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを

問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札金額は契約初年度に要する契約金額(令和8年12月1日から令和9年3月31日までの4か月間に係る金額)の税抜額を記載すること(契約期間全体の総額でないことに注意すること)。また、次年度以降の1月当たりの支払額に変更がないようにすること。

(参考) 入札金額＝月額×契約初年度に要する月数(4か月)

月額＝賃貸借総額(税抜)／60か月

(4) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合又は内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

ア 誓約書

イ 委任状(代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ)

ウ 内訳書明細書

(5) 入札保証金

要

※ただし千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条に該当する場合は免除とする。

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(7) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。

7 再度入札の実施

- (1) 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格に達した価格の入札がないときは直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は1回とする。
- (3) 再度入札には、前回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者、前回の入札を無効とされた者又は、最低制限価格を設けた入札において前回の入札価格が最低制限価格を下回った者は参加できない。

8 契約の手続等

- (1) 令和9年度以降の予算について、本賃貸借に係る賃貸借料が措置されない場合は、変更契約の締結又は契約の解除を行う。

(2) 契約保証金

要

※ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 契約条項等の閲覧

千葉市ホームページ内『入札（見積）募集案件「業務委託」』

(<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/itaku/index.html>)

『「業務委託」募集案件一覧』に記載された当事業の箇所よりダウンロードすること。

9 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号 高層棟6階

千葉市財政局税務部課税管理課

電話 043-245-5119（直通）

電子メール kazeikanri.FIT@city.chiba.lg.jp